



資 循 第 2214 号
令和 5 年 6 月 30 日

神奈川県行政書士会会長 殿

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長
(公印省略)

産業廃棄物収集運搬業の許可申請手続における郵送受付等の継続について (通知)

本年 5 月 8 日付けで感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号) における新型コロナウイルス感染症の位置づけが指定感染症から 5 類感染症に移行したことに伴い、申請書類の郵送による申請の受付及び公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター講習会修了証の取扱について、次のとおりとすることとしたので通知します。

また、これに伴い令和 3 年 3 月 30 日付け資循第 6057 号「(特別管理) 産業廃棄物処理業許可申請時に講習会の修了証を提出できない事業者に対する許可事務の運用について (周知)」及び同年 9 月 27 日付け資循第 3307 号「(特別管理) 産業廃棄物処理業許可申請時に講習会の修了証を提出できない事業者に対する許可事務の運用について (依頼)」は、廃止します。

つきましては、このことについて貴会員に周知くださるようお願いいたします。

1 申請書類の郵送による申請の受付

積替え・保管のない (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業の許可申請に関しては、従来、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた県の基本方針」(令和 2 年 2 月 26 日策定) に基づき申請書類の郵送による受付を行ってきたところであり、当該基本方針は本年 5 月 8 日付けで廃止されましたが、申請者の利便性を維持するため、引き続き申請書類の郵送による受付を継続することとします。

2 申請時に公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター講習会修了証写しを提出

することができない場合の取扱

原則として、当該講習会の申込確認書類（以下「申込確認書類」という。）を提出させることとします。

許可申請時に申込確認書類の提出ができない者に対しては、申込確認書類を準備してから申請を行うように指導します。

ただし、①更新許可申請で、許可期限日までに申込確認書類を提出ができない場合、②新規許可申請で、パソコンが使えない等の理由で、速やかに当該講習会の申込ができない事情がある場合は、例外として別紙参考様式による誓約書を提出させ、後日速やかに申込確認書類を提出させることとします。

なお、上記いずれの場合においても、従前どおり講習会の修了証写しの提出があるまでは当該申請に対する許可処分は行わないこととします。

問合せ先

許認可グループ 溝呂木、白銀、加藤

電話 (045) 210-4157

ファクシミリ (045) 210-8845

誓約書

申請者は、日本産業廃棄物処理振興センターの実施する講習会の修了証を申請時に提出することができませんが、許可申請を行いたいため、以下のことを誓約します。

- ① 産業廃棄物処理業許可申請に係る講習会を速やかに申込み、申請後6か月以内に当該講習会の申込確認書類の写しを提出します。
- ② 当該講習会を受講し修了証が発行されたら、速やかに修了証の写しを提出します。
- ③ 当該講習会の申込確認書類の写しを申請後6か月以内に提出できない場合又は上記修了証の写しを提出できない場合は、許可申請を取り下げます。
- ④ 上記③の場合、納入した申請手数料の返還は求めません。

(申請日までに講習会を申込み出来ない理由)

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の職氏名)